

令和4年10月11日

令和4年度 第1回 北海道地方労働審議会の開催について

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記募集要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 開催日時 令和4年11月2日(水) 10時00分～12時00分
- 2 開催場所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
札幌第一合同庁舎 2階講堂
- 3 議 題 令和4年度行政運営方針に基づく労働施策の進捗状況について
- 4 傍 聴 者 若干名
- 5 申込要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を申込書(任意様式)にご記入のうえ、持参又はFAXにて下記の宛先までお申し込み下さい。

申込締切日は、令和4年10月25日(火)必着です。

ハガキの場合 〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局 総務部 総務課 宛

FAXの場合 011-709-2714

- (2) 会場の収容人数には限りがありますので希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。また、抽選の結果、傍聴できることとなった方には、後日通知させていただきます。

(傍聴できない方については、特段ご連絡いたしません。)

- (3) 当日は審議会開始10分前までにお越し下さい。

審議会の開始後の入室は認められません。

当日は、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることを確認できる「自動車運転免許証」などをご持参下さい。

6 その他

- (1) 傍聴できる方にはハガキで連絡しますので、当日はそのハガキを受付に提出して下さい。
- (2) 傍聴される場合には、別添《審議会傍聴に当たっての遵守事項》を厳守して下さい。
- (3) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お書き下さい。

また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方のお名前も併せてお書き下さい。

【本件お問合せ先】 北海道労働局 総務部 総務課 電話 011-709-2311 内線 3503

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 事務局が指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 携帯電話・電子機器等の電源は必ず切って傍聴して下さい。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用はできません。
- 4 傍聴人は、意見を述べることはできません。
また、静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は謹んで下さい。
- 5 審議会委員等の言論に賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはできません。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き謹んで下さい。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用はできません。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、会長、北海道地方労働審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
なお、これらの事項をお守りいただけない場合には、会長が退場を命ずる場合があります。